

関係各位

## 新型コロナウイルス感染症への対応についてII

日本政府は5月25日に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の全国的解除を決定していますが、弊協会は6月1日より以下の対応を実施しておりますのでお知らせいたします。

### 【対応方針】

- 在宅勤務は必要に応じ弊協会「在宅勤務制度規定」に基づき運用
- 時差出勤は満員電車を避けるため継続して実施
- 出張は必要に応じて可、但し、政府の段階的緩和方針に従い慎重に対応
- 会議・研修等は3密（密閉・密集・密接）を回避した環境で実施
- その他、次の事項は継続して実施
  - ・手洗い、咳エチケット、体温の測定
  - ・所内及び関係者との対面がある場合はマスクを着用し、且つ十分な距離（1m以上）を保持
  - ・体調が悪い場合、出勤せず休暇を取得
  - ・風邪の症状が続く場合や息苦しさ、倦怠感等の症状がある場合は相談センターへ連絡
- 検査及び分析業務は通常どおり実施しており、引き続き業務維持に努めて参ります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上